

はじめに

他の放送局の取材音声を無断で使用して番組を制作してよいかと問われれば、だれもが「それはダメでしょう」と答えるだろう。「ダメだという法的根拠は何か」と尋ねられたときに即答できる人は少ないかもしれない。それでも、「えっ？それは知りませんが、ダメでしょう。そんなの常識でしょ」という返事が返ってくるはずだ。

ところが、そんな常識に反して、他局の取材音声が無断使用されてしまった事案が鹿児島で発生した。

鹿児島テレビ（以下「KTS」という）は、地元のA高校の男子新体操部を取材した際、同じ現場で南日本放送（以下「MBC」という）がワイヤレスピンマイクを使って収録していた音声を無断で受信・録音し、それを2013年6月と8月に放送した3本の番組に使用した。

問題発覚後、KTSは直ちにMBC及びA高校の関係者に謝罪し、いずれもこの謝罪を受け入れている。また、無線通信の傍受等が電波法違反に当たるとされた問題についても、2013年10月に総務省九州総合通信局長名の文書による嚴重注意処分がなされて一応の決着をみている。

とは言え、この事案の根底には、同じ放送人である競争相手に対する敬意や放送のプロフェッショナルとしてのプライドの欠如、そして独自取材の持つ価値に対する認識の乏しさがあるように見受けられる。委員会は、そのような事態に至った制作現場の倫理上の問題は無視できないと考え、審議の対象とすることにした。

委員会がまず調査したのは、本件事案が、現場の当事者個々人のみに帰せられるべき要因により起こったものなのか、あるいは組織的・構造的な問題がKTS内部に存在していたのか、どうかである。また発覚後の対応や取り組みが適正であったか、本件事案から放送界全体がくみ取ることのできる普遍的な教訓があるとすればそれは何か、といった点についても検討を加えた。